

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

釧路市

2 構造改革特別区域の名称

釧路市阿寒湖温泉地区共生型福祉サービス特区

3 構造改革特別区域の範囲

釧路市の区域の一部（阿寒湖温泉地区）

4 構造改革特別区域の特性

平成17年10月の釧路市・阿寒町・音別町の合併により新たな枠組みとなった釧路市においては、平成20年2月に策定した「釧路市障がい者福祉計画（は～とふるプラン）」に基づき、「ノーマライゼーションの理念」と「リハビリテーションの理念」に基づいた市民誰もが人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」を実現することを基本理念とし、障がい者の地域での生活を支える施策の展開と環境づくりの推進を図ってきた。

その中で、旧阿寒町の北端に位置する阿寒湖温泉地区（市中心部から7.5kmの距離）については、一大観光地である阿寒国立公園に位置し、平成21年8月末現在の地区内人口は1,569人（世帯数815）であり、多くは観光産業に関係している地区であるが、福祉サービスの基盤整備が特に遅れている地域となっている。

すなわち、地区内に福祉サービス提供事業所は無く、障害や高齢により介護が必要な状態になった場合、さらに家族による介護が難しくなった場合には、地区外への転居や施設入所を余儀なくされることも度々見受けられてきた。

また、家族の助力により地区内で生活することができている場合についても、家から外出したり、家族以外の人と交流したりする機会は、きわめて限られる状況にあった。

こうした状況を打開するため、平成21年12月に、共生型多機能施設が市内NPO法人により開設され、高齢者・障がい者の支援が複合的に行われることとなる。

当該施設は、当該地区で初めての福祉サービス提供拠点となるものであり、高齢者の小規模多機能型居宅介護事業所を中心に据え、障がい者については就労支援（施設スタッフの補助業務等）を主体としている。

しかし、当該地区にも僅かながら、就労支援には馴染まない重度の障がい者、障害や発達に心配のある児童が在住しており、これらの人を対象とした福祉サービスをさらに整備するのは、対象者数の少なさや事業者の確保等の面から困難な状況といえる。

一方で、小規模多機能型居宅介護事業所は、地域に密着して、「通い」「泊まり」「訪問」の3つのサービス体系を家族的雰囲気の中で一体的に提供する施設であり、障がい者・障がい児の受け入れに充分対応できるものと考えられる。

従って、現在全国展開が検討されている特例措置934「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業」を当該地区において導入し、小規模多機能型居宅介護事業所を利用する高齢者とともに、これらの障がい児（者）を受け入れ、一体的な支援を行うことが、最も実現性の高い対応となるものである。

●釧路市阿寒湖温泉地区における65歳未満の障がい者数（平成21年8月末現在）

種別	人数	備考
身体障害者手帳所持者	23人	うち重度（1～2級）12人
療育手帳所持者	4人	うち重度（A判定）3人
自立支援医療（精神通院）該当者	6人	うち精神障害者保健福祉手帳所持者 3人

5 構造改革特別区域計画の意義

平成20年2月策定の「釧路市障がい者福祉計画（は～とふるプラン）」では、障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で暮らすことのできる環境を整えることを基本的視点の中で掲げており、サービスを受ける機会についても、本来、全市的に均等であるべきであるが、行政面積が広大な本市において、人口密度の低い地区で障がい者のための福祉サービス施設を整備することは困難である。

しかし、本構造改革特別区域計画の認定により、高齢者へのサービス提供と合わせての包括的な支援形態であれば、小規模多機能型居宅介護事業所の利点である「通い」「泊まり」「訪問」の3つのサービス体系を生かし、就労支援を受けることができない重度障がい者の日中活動の場の確保、障がい児等（児童相談所の判断が前提にはなるが、手帳には該当しなくとも支援の必要性が高い児童を含めて）の受け入れを行うことで、

- ① 本人に福祉サービスの提供が可能となり、地域社会において安心して生活するための環境の整備が可能となる。
- ② 介護者（家族）の負担軽減が可能となる。
- ③ 障がい児（者）・高齢者と幅広いサービスを提供することで、地域住民が出入

りしやすい施設となり、地域交流の推進が可能となる。

- ④ 地域内での幅広い障がい者支援により、観光地としてのホスピタリティ向上に繋がる。

など、その意義はきわめて大きいものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

本構造改革特別区域計画の目標は次のとおりである。

- ① 当該地域における障がい児（者）への福祉サービス提供体制を整え、外出と交流の機会を増やす。
- ② 上記①による本人への支援に加え、家族のレスパイトや就労機会の確保を図る。
- ③ サービスを必要とする全ての人を受け入れることで、地域住民全体へのアピールを強め、共生型施設のコンセプトである「地域交流」をより一層推進する。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 社会的効果

- ① 当該地区において障がい児（者）へのサービスが開始され、特に今まで、家からほとんど外に出ることのなかった人に対する活動の機会と支援体制が確保される。
- ② 住み慣れた地域内において、高齢者とともに障がい児（者）も一緒にサービスを受け、様々な年齢層の中で過ごすことで、事業所内がより家族的な雰囲気となり、地域住民が出入りしやすい施設となることが期待される。
- ③ 地域内での幅広い障がい児（者）支援は、地域住民が各々の障害の特性等について理解を深めるきっかけとなり、観光地として障がいのある旅行者を受け入れていく上でも、プラス面に作用する。
- ④ 本人への支援のみならず、家族の負担も軽減されることから、家族のレスパイトや就労の機会の確保に繋がる。

(2) 経済的効果

- ① 本市内他地域とは異なり、人口の少ない当該地域内においては、障がい児（者）だけを支援する事業所を別に立ち上げる形では、経営は成り立たないが、指定小規模多機能型居宅介護事業所での受け入れによる形であれば、施設利用率が向上することで、経営のさらなる安定化を図ることが可能となる。
- ② 施設スタッフも利用者に見合う人数が必要となることから、地域内での雇用も増える。

8 特定事業の名称

934

指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 事業者による障害者自立支援法に基づくサービスの実施

・就労継続支援A型事業

中軽度の障がい者が、指定小規模多機能型居宅介護事業所において、スタッフの補助として就労する。

(2) 障がい者（児）日中一時支援事業及び障がい者（児）移動支援事業

国の自立支援サービス以外の釧路市地域生活支援事業として実施し、日中の一時預かり（タイムケア）や外出時の付き添い支援等のニーズに対応する。

(3) 障がい者相談支援事業

本市が行う相談支援事業との連携を図ることで、障がい者本人やその家族等の不安を解消し、必要な情報提供やサービス利用に繋げる。

(4) 職員の資質向上への取り組み

高齢者、障がい者支援従事者向けの研修と事業者間の情報交換の機会を確保する。

・毎月開催している釧路市障がい者自立支援連絡会議、市内の地域包括支援センター各種連絡会議等において協議していく。

・市内において、毎年度相当数の研修が開催されているので、確実に情報提供を行い、参加してもらうことで、サービス提供について資質向上を図る。

別紙

1 特定事業の名称

934

指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業

2 当該規制の特定措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内の指定小規模多機能型居宅介護事業所

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業の内容

特別区域内の指定小規模多機能型居宅介護事業所において、定員の枠内で障害児（者）を受け入れ、サービスを提供した場合に、障害者自立支援法に基づく給付費を支給するもの。

(2) 当初から本特例措置の適用を受けることを想定している事業所の概要

①事業者の法人種別及び名称並びに住所

特定非営利活動法人 和（なごみ）

釧路市愛国西2丁目5番20号

②指定小規模多機能型居宅介護事業所の名称及び住所

共生型多機能施設「コロイ」

釧路市阿寒町阿寒湖温泉2丁目5番2号

(3) 障害児（者）関係施設から受ける技術的支援の概要

上記法人は、既に障がい児（者）の支援経験豊富な複数の職員を擁し、他の職員に対する法人内での研修・指導体制が整えられている。

これに加え、市内でほぼ毎月1～2回は開催されている障がい児（者）支援のための各種研修会へ参加してもらうことにより、障がい児（者）への適切な支援が行えるよう必要な知識や技術の習得を図る。

また、釧路市障がい者自立支援連絡会議のネットワークを活用することで、市内

他事業者との情報交換の場を設定し、サービス提供における質的向上を図る。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置の必要性

本市は、平成17年10月の3市町合併により、1362.75㎡という広大な面積を有することとなり、旧釧路市地区となる都市部を中心とした福祉サービスの提供体制を全市的に拡大していくことが課題としてあげられる。

特に旧阿寒町地区は、全市総面積の半分以上の739.25㎡を占め、点在する人口分布からも、多くの面で広域的な対応が必要とされている地区である。

今回、特別区域として計画している阿寒湖温泉地区は、その北端の阿寒国立公園内に位置する観光地であり、市内中心部から車で所要時間1時間30分、75kmの距離にある。

当該地区内には、これまで福祉サービスを提供する事業所が無く、高齢や障害を理由に住み慣れた地域を離れざるをえない状況も度々見られたが、平成21年12月に市内NPO法人により、指定小規模多機能型居宅介護事業所を主体とした共生型多機能施設が開設され、高齢者支援と合わせて、中軽度の障がい者の就労支援も行う体制が整えられることとなる。

しかし、当該地区内にも、就労支援には繋がらない重度の障がい者、障害や発達の心配があり、支援の必要な児童が在住している。

ただし、その人数は少なく、それぞれの対象サービスをさらに整備することは事業所経営上からも困難であるが、この共生型多機能施設に対し、特例措置934「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業」を適用させることで、支援の必要な全ての人たちをカバーできる体制を整えることが可能となり、その必要性はきわめて高い。

また、地区内で幅広い障がい者支援が行われることが、各々の障害特性等についての地域住民の理解を深め、観光地としてのホスピタリティー向上に繋がることで、地域活性化の面でも効果が期待されるものである。

(2) 要件適合性を認めた根拠

①指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児(者)の利用者数の合算数が登録定員の上限である25人を超えないこと。また、通いサービスの利用定員及び宿泊サービスの利用定員についても、指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と

障害児（者）の利用者数の合計数がそれぞれ15人、9人を超えないこと。

- ・登録定員 25人
- ・通いサービスの利用定員 15人
- ・宿泊サービスの利用定員 8人

②居間及び食堂の合計面積は、3㎡に通いサービスの利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

- ・居間及び食堂の合計面積 59.4㎡
- ・基準上の必要面積 45㎡（3㎡×15人）

③一つの宿泊室の床面積は7.43㎡以上とし、個室以外の宿泊室を設ける場合は、7.43㎡に宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。

- ・個室の数 5室
- ・各個室の床面積 各室 7.85㎡
- ・個室以外の宿泊室の面積 29.08㎡（間仕切りにより分割可能）
- ・個室以外の基準上必要面積 22.29㎡=7.43㎡×（8人－5人）

④指定定小規模多機能型居宅介護事業所の職員数については、指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たな職員を確保すること。

●通いサービス利用定員15名の施設

	介護従事者		うち看護職員		介護支援専門員	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤（人）	6人	1人		1人		
非常勤（人）	5人					1人
常勤換算後の人数（人）	8.5人		/		/	
基準上の必要人数（人）	6人		1人		1人	
適否	適		適		適	